

酒田市長 矢 口 明 子 殿

酒田市国民健康保険運営協議会
会 長 菊 池 裕 基

酒田市国民健康保険税率の改正方針について（答申）

令和 7 年 8 月 7 日付け、国保発第 1 0 0 号で諮問のあったことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 令和 10 年度に標準税率に到達させる（3 年かけて収支均衡させる）。

本市の現行保険税率と県が示す標準税率との間には 0.27 ポイントの乖離がある。

収支均衡のため、標準税率へ移行しなければならないが被保険者の負担が急激に変化しないように基金を活用しながら適切な期間をかけて激変緩和を図ると同時に保険財政の安定を図る必要がある。

適正な基金残高を確保する趣旨から妥当と判断する。

なお、令和元年度までは税率が 8.3%であったが令和 2 年度から徐々に引き下げ令和 5・6 年度には 5.7%とし被保険者の負担軽減を図ってきた経緯がある。

この度の見直しは、適正な水準に戻すものであることを被保険者から理解いただけるよう周知されたい。

2 全体の収支均衡達成年度や基金残高に影響しないよう、新たに創設される子ども・子育て支援金については、創設当初から標準税率とする。

子ども・子育て支援金については、加入者一人当たり支援金額がまだ確定していないが、負担の先送りは保険財政の安定的な運営を危うくしかねないため妥当と判断する。

3 基金残高は令和 11 年度までは適正額を維持する。

今後被保険者は減少するものの一人当たりの医療費は増加が見込まれるなど厳しい財政運営が続くと懸念される。

令和 11 年度の「納付金水準の統一」を見据え、負担増となるような事態になっても対応できるようにするため妥当と判断する。